

は し が き

本書は、自治体昇任試験を受験される方々が、短期間で地方自治法の対策ができるように、地方自治法を必要最小限の50項目にまとめ、項目ごとに頻出問題を掲載した“スピード攻略”のための問題集です。

通常、問題集を使う際には、問題を解き、解説を読んで、わからない箇所や疑問を基本書や参考書であたって確認するものです。本書では、その手間が極力省けるように、各項目について五肢択一の問題と肢別の解説、さらに解答のカギとなる重要ポイントをまとめて「解説書を兼ねた問題集」としました。

自治体の昇任試験における地方自治法は、**試験に出るところは限られている**ので、本書を利用して頻出項目を重点的に勉強するのが一番の近道です。ただし、外部監査契約など条文の複雑な箇所は、解説で概要を確認してから問題を解くことが効率的と思われます。本書には重要ポイントの解説を収めていますので、最初に解説を読んでから、問題にあたることも可能です。

本書を繰り返し解くことで、基本的な知識と解答力を確実に身に付けることができます。

本書は、次のような特長をもっています。

・最新の地方自治法等の改正に対応

大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例等（令和6年6月公布）の地方自治法改正に対応しています。

・地方自治法の頻出項目を収録

過去5年間の本試験で実際に出題された問題から、頻出問題を掲載しています。さらに、各設問には出題頻度の高い順に★★★、★★、★の3段階でランクを付けているので、時間のないときには頻度の高い順から学ぶとより効果的です。

・五肢択一の問題と肢別の解説を見開きで掲載

五肢択一の問題を左頁に、各肢に対応する解説を右頁に掲載しました。解説の頁には、正答にたどり着くためには、何が決め手になるのかについても掲載しています。

・試験で問われる重要ポイントを見開きで整理

上記の肢別の解説頁に加え、各項目の重要ポイントを整理した解説を見開きで収録しています。重要ポイントでは、地方自治法の基本的な知識、試験で問われることの多い論点についてその定義、用語や制度の違い等についてコンパクトにまとめています。

・図解・図表によって数値や制度の流れをイメージ化

複雑な構造になっている地方自治法は、頭の中にイメージとして覚えることが大切ですから、本書では図または表をできる限り用いています。

設問で問われることの多い定足数や定数の違いなど様々な数値の規定は表に整理しています。また、再議制度や関与の原則などは、制度の流れがシンプルにわかるような図解化を心がけました。

これらの図解や図表でイメージをつかんでから条文にあたると、構造がより明確になってきます。

なお、本書の前版のタイトル『この問題が出る！ 地方自治法スピード攻略』を変更し、改訂しました。本書は、出題頻度の高い問題を項目ごとに重要ポイントとしてまとめてあります。昇任試験の合格ポイントがよくわかるようになることから、本書の特長を示すように改題したものです。

受験者各位が本書をフルに活用し、難関を突破されることを期待しております。

2025年5月

地方公務員昇任試験問題研究会

目次

★★★、★★、★……頻出度順の星印

はしがき	2
凡例	6
本書をより効果的に使うために	7

地方公共団体、住民と直接請求

1 地方自治の本旨と意義	★	8
2 地方公共団体の種類、名称	★★	12
3 普通地方公共団体の区域	★★	16
4 普通地方公共団体の事務、法定受託事務	★★★	20
5 住民の意義、選挙権・被選挙権	★	24
6 条例の意義、制定権の範囲	★★★	28
7 条例と規則の効力・罰則	★★★	32
8 条例・規則の制定手続等	★★★	36
9 直接参政制度	★★★	40

議会・議員の権限等

10 議会の組織と議員定数	★	44
11 議員の身分・活動	★	48
12 議長・副議長の地位	★★★	52
13 兼職兼業の禁止	★★★	56
14 議決権、意見表明権	★★★	60
15 検査権・監査請求権	★★★	64
16 調査権・請願処置権	★★★	68
17 定例会、臨時会、通年議会	★★	72
18 議会の委員会制度	★★★	76
19 議案提出権、議案修正、表決	★★	80
20 会議の運営、除斥制度	★★★	84
21 議会の紀律、懲罰	★★★	88

執行機関と給付

22 長の地位、権限	★★★	92
23 長の権限の代行	★	96

24 行政組織、附属機関、地域自治区	★★	100
25 補助機関	★★	104
26 議会と長との関係（再議制度）	★★★	108
27 議会と長との関係（不信任議決、専決処分）	★★★	112
28 行政委員会制度・親族の就職禁止	★★	116
29 長と行政委員会の関係	★★	120
30 監査制度	★★★	124
31 外部監査制度	★	128
32 教育委員会、選挙管理委員会	★	132
33 給与その他の給付	★	136

財務と公の施設

34 予算	★	140
35 継続費、繰越明許費、債務負担行為、予備費	★★	144
36 収入	★★	148
37 支出	★	152
38 決算、現金	★★	156
39 契約の締結	★	160
40 公有財産	★★	164
41 物品、債権、基金	★★	168
42 住民監査請求、事務監査請求	★★★	172
43 住民訴訟	★★	176
44 職員の賠償責任	★★	180
45 公の施設	★★★	184

地方公共団体と国等の関係、特別地方公共団体

46 国又は都道府県の関与	★	188
47 国地方係争処理委員会	★	192
48 普通地方公共団体相互間の協力	★	196
49 特別区	★★	200
50 地方公共団体の組合（一部事務組合・広域連合）	★	204

■凡例

法令略称名

日本国憲法	憲法
地方自治法	法、自治法
地方自治法施行令	令
行政不服審査法	行服法
地方教育行政の組織及び 運営に関する法律	地教法
地方公務員法	地公法
地方分権の推進を図るための 関係法律の整備等に 関する法律	地方分権一括法

条文等引用表記

法109③(2)	地方自治法第109条第3項第2号
最判昭53・5・26	最高裁判所判決 昭和53年5月26日
行実昭25・5・31	行政実例 昭和25年5月31日
通知昭38・12・19	通知 昭和38年12月19日

受験者である自治体職員のみなさまが昇任試験対策のために地方自治法を短期間で習得するためには、次のことをふまえながら、本書に取り組まれることをお勧めします。

☆

- ① **【条文対策】** 地方自治法の問題を解く際には、該当条文にあたるのが最も大事です。各解答、解説に示した条文については、できる限り「地方自治ポケット六法」等を見て該当条文を確認しましょう。
- ② **【条文の読み方】** 上記①の際における条文の読み方のコツは、まず、カッコがあるものは、カッコを外して読むことです。
「又は」と「若しくは」「並びに」と「及び」については、本書13頁を参照してください。
- ③ **【行政実例対策】** 行政実例は、条文をきちんと把握しておけば、妥当な解釈であると思われるものが大部分ですので、それほど神経質になる必要はありません。本書に登場する行政実例を押さえておけばよいでしょう。
- ④ **【制度の具体的な理解のために】** 地方自治に関する事件が、地方自治法の条文ではどのようなになっているか、絶えず意識してください。

例えば、近年、首長に対する不信任議決が出され、首長が議会を解散した例には事欠きません。首長が議会を解散しない場合は、首長が失職するということが条文にあたり、確認しましょう（本書114頁参照）。

また、役所の庁舎の中には、たいてい食堂があります。役所は、公有財産のうちの行政財産です。自治体は食堂の経営者に対して、行政財産の目的外使用の許可をしているはず（本書166頁参照）。身近なところで地方自治法を理解するための題材が転がっていますので、日常の職場においても本書に登場する用語や制度を意識することを心がけましょう。

Question

憲法の地方自治に関する記述として、妥当なのはどれか。

- ① 憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を法律で定めることとしており、地方自治の内容をいかなるものにするかは、すべて国権の最高機関である国会の判断に委ねられているものと解される。
- ② 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その立法機関として議会を設置することとされている。
- ③ 憲法上直接選挙されるべきものとしているのは、地方公共団体の長と議会の議員である。
- ④ 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- ⑤ 一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、住民の投票において過半数の同意を得なければ国会は制定できない。

Answer

憲法は、地方自治に関しては92条から95条までしかありませんが、いずれも重要な条文ですので覚えるようにしましょう。

92条	地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、 地方自治の本旨 に基づいて、法律でこれを定める。
93条	① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その 議事機関 として 議会 を設置する。 ② 地方公共団体の長、その議会の 議員 及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、 直接これを選挙 する。
94条	地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、 法律の範囲内で条例を制定 することができる。
95条	一つの地方公共団体のみに適用される 特別法 の規定。

- ① 誤り。憲法92条の条文は、上記のとおりです。自治体に関する法律は、地方自治の本旨（住民自治と団体自治）を生かすものでなければならず、地方自治に反する法律は違憲無効となります。
- ② 誤り。地方公共団体には、その**議事機関**として議会を設置します（憲法93①、法89①）。議会は、単なる立法機関ではなく、多くの行政的機能（検査権、同意権等）を有します。国会が国の立法機関である（憲法41）のとは異なることに留意してください。
- ③ 誤り。憲法上直接選挙されるべきものとしているとして、地方公共団体の長と議会の議員のほかに「法律の定めるその他の吏員」（憲法93②）があります。
- ④ 正しい（憲法94）。
- ⑤ 誤り。1つの地方公共団体のみに適用される特別法は、住民の投票において過半数の同意を得なければ国会は制定できませんが、当該地方公共団体の議会の議決は不要です（憲法95）。

正解 ④

ポイント① 住民自治の本旨(憲法92)である住民自治と団体自治

住民自治とは、地域の行政運営は、地域の住民の意思と責任で行うということで、民主主義の要請からきています。自治体の内部的自治の原則です。

団体自治とは、国家とは別個の独立した地域団体（自治体）とその自治権を認めることです。対外的自治の原理です。地方公共団体は、国から独立して法人格を有し、権利義務の主体となります。

ポイント② 団体自治を理論付ける固有説と伝來說

団体自治の理論的根拠として、固有説と伝來說があります。

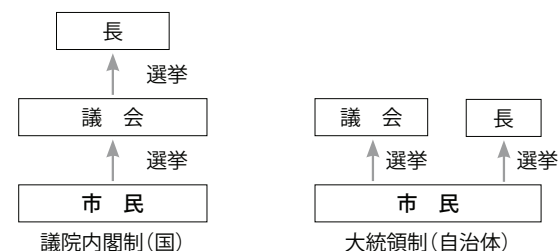
- ① 固有説は、自治権は、国家から与えられたものではなく、地方公共団体が本来有している前国家的権利であるとする説です。
- ② 伝來說は、自治権は、国家から与えられたもので、前国家的なものではないとする説です。

現行憲法が地方自治を規定していることから、国家により定められた憲法により伝来していると考え「憲法伝來說」が一般的です。また、有力説は、憲法が地方自治という制度を保障していると解し、憲法が定める地方自治の本旨に基づいて国の立法政策が制約されているとしています（制度的保障説）。

ポイント③ 地方公共団体は大統領制

地方公共団体の組織については、長も議員も住民が直接選挙するという「大統領制（首長主義）」を採用しています（憲法93）。議会の議員だけを選挙し、その議会が議員の中から内閣総理大臣を選任する国の「議院内閣制」（憲法67）と対比されます。

■議院内閣制と大統領制の比較



ポイント④ 地方公共団体の行政権と立法権

憲法94条は、地方公共団体に行政権と立法権を認めています。この憲法の規定を受けて、自治法14条1項は「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる」と定めています。憲法では、「法律の範囲内」となっていたのが、自治法では「法令（法律と政令）の範囲内」となり、条例は、政令にも効力が劣ることになります。なお、地方公共団体に司法権はありません。

ポイント⑤ 1つの地方公共団体のみに適用される特別法

この特別法は、住民の投票において過半数の同意を得なければ国会は制定できません（憲法95）。特定の地方公共団体に不利益な法律が立法されることを防ぎ、地方公共団体の自治権を守るために、この制度ができました。例として、昭和24年の「広島平和記念都市建設法」や「長崎国際文化都市建設法」などがあります。しかし、条例の方がよりふさわしいということで、その後はあまり例がありません。